



日本キリスト教協議会・女性委員会による
女性差別撤廃条約 日本シャドーレポート

2024年9月

連絡先：

安田真由子 日本キリスト教協議会常議員（日本福音ルーテル教会派遣）
yasuda.mayuko@aol.com

大嶋果織 総幹事
oshima@ncc-j.org

北村恵子 女性委員会委員長
g932550@gmail.com

日本キリスト教協議会
東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24
03-6302-1919

イントロダクション

本稿は、日本において著しく権利を侵害されている女性たちの差別実態に関して、2024年10月の日本レビューに先駆けて、女性差別撤廃委員会へ報告するものである。とりわけ、1) 若年女性、2) 性的搾取の被害に遭う女性、3) 米軍基地の集中する沖縄県に住む女性、4) LBT 女性、5) 移民女性、6) 在日コリアン女性、そして7) 結婚において強制的同姓を強いられる女性ならびに婚外子差別に焦点を当てた。

日本政府は、女性差別撤廃条約実施状況第9回報告（以下、第9回報告）において、周縁化された女性たちの差別実態の調査や分析、性暴力や性的搾取の被害を受ける女性たちの支援は十分だとし、また、包括的な差別禁止法を国内で制定することは必要ないと述べている。さらに、日本は女性差別撤廃条約の選択議定書を批准していない。しかし、世界経済フォーラムの「ジェンダー・ギャップ指数 2024」によれば、日本は146カ国中118位であり、G7加盟国中最下位と、著しく低い順位だった。また、本レポートが明らかにするように、周縁化された女性たちは著しく権利を侵害されている。日本政府の対応は不十分と言わざるを得ない。早急に包括的差別禁止法を制定し、選択議定書を批准すべきである。

本レポートは、日本福音ルーテル教会（JELC）の支援の下、日本キリスト教協議会（NCCJ）女性委員会から提出される。女性委員会は、キリスト教会が家父長制支配と抑圧、異性愛主義や性別二元論などを強化、再生産するような聖書の語句を利用しながら差別や暴力、抑圧に加担してきたことの反省に立ち（NCCJ「ジェンダー正義基本方針」）、レポートの執筆に取り組んだ。執筆は、日本YWCA、日本キリスト教婦人矯風会、基地・軍隊を許さない行動する女たちの会、信仰とセクシュアリティを考えるキリスト者の会、マイノリティ宣教センター、在日大韓基督教会全国教会女性連合会が分担した。

本レポートでは、日本軍性奴隷制度（「慰安婦」）や部落の女性、アイヌ女性、障害を負う女性などの権利侵害については触れることができなかったが、日本政府は彼女たちの受ける差別や様々な形態の暴力も認識し、彼女たちの権利を保障するべく務めるべきである。

方法論

本レポートは、CEDAW 締約国の義務を果たすべく日本政府が行ってきた取り組みについての調査、分析、評価に基づいて執筆した。改善された点と変わっていない点を明らかにするため、日本政府の過去の報告書、国連によるコメントや勧告、市民社会組織や学術機関による調査結果や報告書などを用いた。執筆プロセスにおいては、市民団体やキリスト教団体、アクティビストなどのステークホルダーが参与し、協議を重ねた。また、オンラインによる

フォーカス・グループ・ディスカッションを開催し、幅広い声を反映するよう努めた。二十余名が出席し、うち若者が二人、男性が三人であった。

差別実態と提言

1. 若年女性

第3条：適当な措置

第10条：教育

第12条：保健

社会的養護を必要とする少女たち

日本では大学進学率の全国平均が 50%を超えている。しかし、児童養護施設出身者の場合は約 18%、里親家庭出身者は約 30%である。また、児童養護施設などの退所者の女性は不安定雇用といわれるパート・アルバイト就労が 17.8%、契約社員等が 9.8%、そして就労していない割合が 14.9%と、いずれも退所者男性よりも多くなっているⁱⁱ。

高校・大学に進学したとしても、環境の変化に順応できずに退学をするケースが多くみられる。施設出身者における、進学先中退の主な理由は、学習意欲低下/メンタル不調等の心理的な問題であり、経済的な問題ではない。退学は児童虐待の件数増加と比例関係にあり、進学先でも虐待経験によるトラウマからの心理的不調により学びを続けることが困難であるⁱⁱⁱ。実際、2022 年度中に、全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は 219,170 で過去最多であった^{iv}。上記が示すように、社会的養護を要する若者たち、とりわけ若い女性たちに対する能力開発及び向上措置は十分ではない。

YWCA が運営する自立支援ホーム「カルーナ」では、2015 年から今日にいたるまで、安心できる住まいの提供や社会的自立のための就労支援など、総計 65 名の若い女性の支援を行ってきた。

助成金の拡充により、社会的養護を要する子どもの進学は以前よりも容易になった。しかしながら、養護施設などを出て自活をするハードルの高さ、虐待経験からくる心理的トラウマ、発達障がいなどの特性から、一度決めた進路から逸脱してしまうケースが多いことが、カルーナ関係者から報告されている。

現状、政府主体で第 10 条への具体的取り組みはなく、施設の職員や社会的養護を受ける当事者に任せきりになっている。社会や職業を知る機会を積極的に設けることで、若者の「自己覚知」に繋がり、本人の納得いく将来の選択が可能になり、ひいては能力開発・向上が可能になると考える。

性と生殖に関する健康と権利

国連の子どもの権利委員会は、日本政府に包括的性教育やセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、学校の必修カリキュラムの一部として学ぶ機会の確保や、包括的な政策の実施を勧告しているにもかかわらず、いまだに実現されていない。また、中学校学習指導要領では「受精・妊娠までを取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする」とし、現場では「性交」を教えないことになっている。これは CEDAW 第 10 条および第 12 条に違反し、日本の若者、とりわけ性被害に遇いやすく脆弱な立場にある若い女性たちが、性に関する自己の権利を知るための「教育的情報を享受する機会」を奪っている。

政府への提言：

- 相談機関、社会的養護施設の職員を拡充し、待遇を改善するべきである。
- UNESCO「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に基づいた包括的性教育を、学校現場に取り入れるべきである。
- 学習指導要領の改訂。具体的には以下 3 点。

1) 『小学校学習指導要領（平成 29 年告示）』の 148 頁 G 保健（2）（イ）の「また、異性への関心が芽生えること」を「また、異性・同性に関わらず、他者への性的関心が芽生えること」と変更すること。

2) 『中学校学習指導要領（平成 29 年告示）』の 129 頁「3 内容の取扱い」の（7）を修正することを提言する。修正案：性交を含めた妊娠の経過を取り扱う。また、身体の機能の成熟と共に、性衝動が生じたり、異性・同性に関わらず、他者への性的な関心が高まったりすることも想定されるので、性別を問わず人権の尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて取り扱うものとする。

3) 『高校学習指導要領（平成 30 年告示）』の 139 頁「3 内容の取扱い」の（7）の修正を提言する。修正案：生殖に関する機能について、人権思想に基づいた教育を行うこと。責任感を涵養することや性に関わらず他者を尊重する態度が必要であること、および性に関する情報等への適切な対応についても扱うよう配慮するものとする。

2. 性的搾取並びに DV 被害に遭う女性

第 2 条：締約国の主要義務

第 5 条：性別による役割

第 16 条：婚姻及び家族関係

生成 AI を含む子どもの性的虐待/搾取素材（CSAM/CSEM）

インターネット上での性的な画像や動画の投稿がビジネスになっている中、日本政府は SNS 上での子どもの安全を保障できておらず、また被害に遭った子どもを救済する具体的措置も取っていない。第 9 回報告（問 9 答 24）に記されている現行法による対応は不十分である。

今や画像生成 AI（人工知能）はインターネット上の膨大な画像を学習し、人が文章で指示するだけで実在の人物や風景と区別ができないほど精巧な画像を生成するようになった。生成 AI が生み出す子どもの性的虐待画像（CSAM）のほとんどが実在の子どもの画像からつくられているが、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処置並びに児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）では、表現の自由との関係で生成 AI による CSAM は規制の対象となっていない。また生成 AI が生み出す CSAM が実在する子どもの画像を基にしていることを立証するのは極めて困難なため、事実上規制できない。そもそも現行の児童買春・児童ポルノ禁止法は AI がつくる児童ポルノ（CSAM/CSEM）を全く想定していない。

サバイバーの声を性暴力予防に取り込む

サバイバーグループ、国内の NGO、矯風会は当事者であるサバイバー（子どもへの性搾取・性暴力の被害当事者）のエンパワーメントに向けて、G7 広島サミットに向けアドボカシーを行ってきた。2023 年 5 月の G7 広島首脳コミュニケは「紛争に関連した性的暴力及びジェンダーに基づく暴力を撲滅するための取組の強化及びサバイバー中心のアプローチを用いて、被害者・サバイバーに包括的な支援と意義のある参加を提供する重要性にコミットする」と述べており、サバイバーの声をさらなる暴力の予防や対策に向けた政策に活かすことを求める内容で評価できる。ただし、このコミットメントを実現するための具体化的な政策や仕組みはまだ存在していない。

女性支援団体及びアクティビストへの攻撃

日本政府は女性人権擁護活動家への十分な支援を行っていない。近年、家庭に安全な居場所がなく、性搾取・性虐待のリスクの高い若年女性を支援する団体や個人をインターネットなどでバッシングしデマを広げたり、支援現場で罵声を浴びせたり支援の様子をネットに投稿して中傷したり、利用者や関係者を特定するといった攻撃が相次いでいる。攻撃する者のなかには、カンパを募り自身の主張を投稿サイト等で販売し、収益化している者もいる一方、激しい攻撃に遭い、スタッフが精神的に追い詰められたり、公的補助金や寄付が激減して活動の継続が困難になったりする女性支援団体もある。これらの攻撃は女性人権擁護活動家、政治家、運動家またはジャーナリストに対する有害な常習行為や犯罪にあたり、まさしく女性に対するジェンダーに基づく暴力である^{vi}。

共同親権と DV 被害女性

2024年5月、離婚後の父母双方に親権を認める共同親権の導入を内容とする改正民法が成立したが、これは元夫・父からDV・虐待の被害にあった元妻と子どもに、加害者である元夫・父との関係を再び強制する可能性を示唆している。施行は公布から2年以内となる。この法律によって、子どものいる夫婦が離婚した際は、共同親権にするか、単独親権にするかを父母が協議によって決め、意見が対立する場合や協議できない場合は家庭裁判所が判断し、子どもに対する虐待のおそれがあるなどと認められる場合には、家庭裁判所が非虐待親に単独親権を認めることになる。

この法律に対しては、現在様々な問題点が指摘されている。まず、共同親権下では、子どもの進学や手術、あるいは引っ越しや転校など諸々のことに父母両方の話し合いや了解が必要となるが、DV加害者と被害者のように意思疎通が著しく困難な関係においては、上記のような当事者間の協議は極めて難しい。家庭裁判所が虐待親に共同親権を認めることがないよう、家庭裁判所が正確に虐待の有無等を確認できる態勢も、現状整備されていない。そのような状況で「非合意・強制型」の共同親権を可能とする本法律が施行されれば、DV・虐待で離婚した被害女性や虐待を受けた子どもが加害者である元夫・父の陰におびえて生きるような大きな不安を抱えることになる。

政府への提言：

- AIによる児童の性的画像を規制する法を整備し、SNS上での子どもの性的被害防止のためのプラットフォームを早急に強化すべきである。
- 日本政府は国内政策や行動計画の立案・実施に性暴力サバイバーの声を公式に取り入れる仕組みを構築すべきである。
- 女性支援団体や個人が安全に活動に専念できるよう対策を講じるべきである。
- 日本政府は、離婚後の共同親権の導入により影響を受け得る子どもを含む当事者及び関係者の意見を十分に踏まえ、司法予算を増やし、DV及び虐待被害者を守る施策を強化すべきである。

3. 米軍基地が集中する沖縄県に住む女性

第2条：締約国の主要義務

第3条：適当な措置

沖縄の女性たちの置かれた現状

米軍基地が過度に集中する沖縄に住む女性と子どもたちは、米兵による強姦・性暴力や殺人のリスクに晒されており、日本政府は彼女たちを保護するために適切な措置を講じていない。

米兵による犯罪が特殊なのは、様々な特権が日米地位協定において米軍・米兵に付与されているためである（下記参照）。

沖縄の女性と子どもたちが沖縄以外の人々以上に危険に晒されている要因の一つは、沖縄に基地が集中していることにある。沖縄県は、人口約 146 万、日本国全面積の 0.6%に過ぎないにもかかわらず、そこに在日米軍基地の 70.6%が存在し、沖縄本島の面積の 15%を占拠しており、さらに在日駐留米軍兵士の 70%以上が沖縄に配備されている。その上、在日米海兵隊員の 90%が駐留するのが在沖米軍基地の特徴である。過重な基地機能に必要な規模の米兵部隊駐留によって、沖縄の女性・子どもの安全が侵害されている。さらに、日米安全保障条約の第 6 条によって規定された「日米地位協定」には「米軍優位・米兵優位」が内包されており、これが沖縄の女性と子どもたちの安全を守ることを阻害している。地位協定は、米国が日本国内の基地を使用すること(第 2 条)、基地の「設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ること」(第 3 条)を認めている。また、軍構成員とその家族や、米国が所有または管理する下船舶、航空機、車両は基地の出入りや基地間を自由に移動でき(第 5 条)、軍構成員には出入国管理法が適用されずパスポートやビザなしで日本に出入りできる(第 9 条)。そして何より、公務中の米軍人、軍属による犯罪は、米国が裁判権をもつこととなっている(第 17 条)。

駐留米兵による基地外での犯罪行為

「ここは米軍基地との境界線です。許可なき者の出入りを禁ず。違反する者は日本の法律で裁かれます」との警告板が米軍基地のゲート前やフェンスに日英両語で掲示されている。基地に隣接する地域に生活する女性や子どもの住民は、米軍基地内で働く許可書や基地への招待がない限り、勝手に基地に出入りすることは許されていない。他方、駐留米兵たちの基地外行動の自由は日米地位協定によって保障されているため、彼らはいつでも、どこでも自由に境界線を越えて隣接する沖縄の地域社会に入ることができ、ここで人身事故・性犯罪が起こっている。先述の地位協定第 17 条に加え、米兵と沖縄の人々の間にある「移動の自由」における不均衡さによって、米軍基地は犯罪を犯した米兵を匿う場となってしまっている。

2023 年以降、米兵による性的暴行事件は 5 件あったが、うち 3 件は 2024 年 7 月の官房長官記者会見まで公に知らされていなかった^{vii}。2023 年 12 月には、米空軍兵長により、16 歳未満の少女が誘拐され性暴力を受ける事件が発生し、2024 年には、女性が米海兵隊員により性的暴を受けた事件が 2 件あった^{viii}。前者の 2 つの事件については 2024 年 6 月まで報道されなかった。訴え出ない被害はその何倍も存在すると推定されている。沖縄で起きた米軍関係者による刑法犯の検挙数は、2022 年 54 件、2023 年 72 件にのぼり、この中には、レイプなどの凶悪犯罪が含まれている^{ix}。上述の刑法犯検挙数はいずれの年も米軍関係者による刑法犯の全国検挙数の半数を超えており、ここにも長きにわたる沖縄の人々、とりわけ女性と子どもたちが深刻な危険に晒されてきたことが表れている。

日本政府・米軍・米政府の不十分な対応

日本政府は、CEDAWに基づき国内の刑法改正に取り組んでいるが、レイプ・性暴力犯罪の被害者が声を上げにくい状況が続いている。2017年7月、110年ぶりの刑法改正により「親告罪」は廃止され、また、2023年7月には「不同意性交等罪」へと法改正は進んだが、未だに「被害者落ち度論」が強く、セカンドレイプも珍しくない中で被害者が声を上げることは難しい。

米政府・米軍は、「遺憾の意」の表明、綱紀粛正を約束し、一時的措置として基地からの外出制限などを実施する一方、犯罪の矮小化をも図っている。日本政府も、県民との情報共有を迅速に行わないなど、米政府におもねるような姿勢がみられる。米軍関係の事件に関しては、1997年の日米合同委員会合意に基づき、政府が地域社会に対して正確かつ速やかに情報共有をおこなう仕組みがあったにも関わらず、機能していなかった。政府は2024年7月からこの仕組みの運用を改めたが、それも国内での運用に留まっている^x。日米両国とも、米兵による犯罪を日米関係を不安定にする要因として認識しており人権侵害としての認識はなく、事件の沈静化を優先した姿勢を見せている。

政府への提言

- 米軍関係者の特権を擁護する「日米安全保障条約」「日米地位協定」を見直すべきである。
- 沖縄の女性と女兒をあらゆる形態の性的・ジェンダーに基づく暴力から守るための対策を講じるべきである。
- 米軍関係者による沖縄の女性と子どもたちへの暴行が集中していることを鑑み、沖縄への基地集中を緩和するべきである。
- 米軍関係者による性暴行事件について、地域社会に向けて正確かつ迅速な情報共有を徹底するべきである。

4. LBT 女性

第12条：保健

第15条：法の下での平等

第16条：婚姻及び家族関係

日本社会において性的マイノリティの可視化は進んでいるが、レズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダー女性（LBT 女性）の置かれる現状はかならずしも人権の課題として認識されているわけではない。

同性パートナーシップの法的保障

現在、行政サービスとして「同性パートナーシップ認定制度」が提供されている。458 自治体が採用（総人口比 85% 余）しているが（2024 年 6 月 1 日現在）、法的効力はない。また、東京都、大阪府、兵庫県など人口が集中する地域が採用しており、地域格差が大きく存在する。

日本において同性同士のパートナーシップは法的な家族として認められることがない。日本の婚姻制度において、届出による効力の発生（民法第 739 条）及び、届書の記載事項が「夫婦」とされていること（戸籍法第 74 条）から、これまで同性カップルの婚姻届出が認められてこなかった。しかしながら、婚姻平等を求めて提訴された裁判ではすでに日本国憲法に照らし合わせて違憲もしくは違憲状態にあるとの見解が提示されている（札幌地裁、福岡地裁、名古屋地裁、東京地裁）。札幌高裁での判決（2023 年）では、法の下での平等（憲法 14 条）や婚姻の自由および個人の尊厳に基づく民法の制定（憲法 24 条）に反すると示された。

特に近年、子育てを行う同性カップルも増えてきている。男性との婚姻中、あるいはシングルで出産したケースだけではなく、精子提供を受けて妊娠出産を経るケースもある。一般社団法人こどもまっぷによるアンケート調査（2021 年）では調査対象者 534 人のうち、141 人が出産・子育て中であり、そのうち 55%（77 人）が第三者からの精子や卵子提供によって子どもをもうけている^{xi}。しかしながら、①日本では生殖技術は婚姻外では認められず、②分娩事実による親子関係はあるものの、パートナーと子の中に親権が認められないという問題が生じ、実際の家族形成の中で大きな支障が生じている。とりわけ、女性同士のカップルの場合、所得の低いケースが少なくはなく、税金や年金の控除という特権を享受できないことは問題である。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（GID 特例法）

出生時に割り当てられた性別と性自認が一致せず、後に前者を変更する場合、GID 特例法において厳しい条件が付されている。とくに不妊手術を戸籍の性別変更要件としている点は、リプロダクティブ・ライツ／ヘルスの観点からも国際的に問題化されてきた。手術要件には①「生殖腺がないか、その機能を永続的に欠くこと」（生殖不能要件）と、②「変更する性別の性器に似た外観を備えていること」（外観要件）という 2 条件が存在する。2023 年 10 月には初めて最高裁が全員一致で生殖不能要件についてのみ違憲判決を出した。しかし、依然として外観要件は違憲とは判断されず、当事者のコストやリスクが考慮されていない。

そもそも、性別変更が「特例法」として措定されていること自体が問題である。性別変更者は新戸籍を編成しなければならないが、異動理由が明記されるため、日本独特の戸籍制度の特徴のもと、第三者が容易に戸籍の性別変更の事実を知ることができる。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 (LGBT 理解増進法)

2023 年 6 月には「LGBT 理解増進法」が国会で決議され、施行された。審議の途上で、参考人招致が行われたが、トランス女性に対する根拠のない、あるいはデータを恣意的に扱った誤情報が共有され、トランス女性への攻撃となり、さらに SNS でも拡散される事態が起きている。トランス女性に対する攻撃やヘイトスピーチが減ることはない。理念法という限界のみならず、この法律には「全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする」（第 12 条）という文言が加わり、差別する側の権利をも擁護する形式となった。

政府への提言：

- 婚姻の特権を登録上の性別が異性同士のカップルのみに特権を付与する婚姻制度を改善し、性中立化を実施するべきである。
- GID 特例法の条件緩和、特に手術要件 2 点（生殖不能要件、外観要件）を削除する必要がある。
- GID 特例法での設定ではなく、性別変更のために戸籍法そのものの改正が必要である。
- LBT 女性の差別を撤廃するための抜本的な解決案として、差別禁止法の制定、さらには差別的な法制度の改定（異性愛主義を存立構造としてもつ象徴天皇制、戸籍制度の廃止）や性的指向・性自認に基づく差別を禁止する包括的制度の制定が必要である。

5. 移民女性

第 11 条：雇用

第 12 条：保健

日本に居住する移民女性をめぐる差別は解消されていない。2023 年 12 月発表の在留外国人総数は 3,410,992 人である^{xiii}。1,697,001 人が女性と登録されている。2022 年末の発表で、仮放免者数は総数が 3,391 人、女性は 746 人である^{xiii}。国内出入国管理センターの被収容者数は 164 人と発表されているが女性数の発表はない。非登録で生活する移民女性も想定されるが、概ね日本における移民女性数は、1,698,000 人（日本の人口の 1.4%）^{xiv}であり、差別は複合的かつ不可視化されている。

技能実習制度下における差別実態

技能実習制度下において、女性実習生が妊娠・出産した場合、保健衛生機関、福祉サービス、適切な医療へアクセスできず、妊娠・出産を理由に実習を中断するケースが少なくない。技能実習制度は 1992 年に始まり、研修生、技能実習生の妊娠・出産が常に発生していた。技能実習生であったベトナム国籍の女性は、2019 年に双児を自宅にて孤立死産、子どもたちを段ボールに入れ部屋で一晩過ごし逮捕起訴された^{xv}。第一審、二審では有罪判決を受け、2023 年最高裁において無罪となった。この裁判により技能実習生の妊娠出産について権利保障がない状況が再度明るみに出た。第 9 回報告(問 19、答 49「第 5 次基本計画は、外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い及び地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、就労支援についての多言語での情報提供及び相談体制の整備を定めている」)で述べられている就労のための情報提供、相談体制は、実質機能していない。

在留資格別の女性の総数調査は公表されておらず、第 9 回報告(問 7 答 16)で言及されている移民女性の生活実態調査の実施及び結果公表は限定的である。「妊娠に関する不利益取り扱いを禁止する通知」(2019 年)^{xvi}にもかかわらず、女性技能実習生離職理由には妊娠、出産がある^{xvii}。通知後、2022 年までに妊娠・出産によって実習中断を求める監理団体、実習実施団体への受入停止措置などの行政処分は 0 件で通知は実効性がない。就労希望女性の 17%のみが復職する実態から、CEDAW 第 11 条、第 12 条に違反している現実が読み取れる。

戸籍法、国籍法による複合的差別

移民女性と日本国籍者との制度内婚姻時、女性には出身国の法律が適用され民法 750 条から除外される。94.7%が男性姓へ改名する日本社会では^{xviii}、移民女性が婚姻外にあるとみなされ、社会保障アクセスの際に婚姻実態の証明が要求されるなど、日本国籍者との格差が生じている。婚姻に伴い改姓の選択肢から除外される移民女性は、戸籍法、国籍法上の差別を受けている。日本において制度内婚姻においては同姓が強要されること自体が、差別を助長している。

DV を受ける移民女性

2021 年、スリランカ国籍の移民女性が入管施設内で適切な治療を受けることなく死亡した。彼女が入管施設に収容されるきっかけは、当時の交際相手から、殴る蹴るの暴行を受け、警察へ逃げ込んだことだった。入管庁は外国人住民の DV に係る措置要領を 2008 年に発布していたが、警察も入管局も彼女を DV 被害者として保護せず、在留期限超過者として収容した。入管施設にも交際相手から復讐を宣言する手紙が届き、入管職員は認知していたが、彼女は DV 被害者として保護されなかった。心身共に極度に衰弱し、死亡した。

移民女性の在留資格が婚姻関係に基づく場合(配偶者ビザによる滞在)、DV からの避難により婚姻関係が解消されることにより、在留資格が失効し、非正規滞在状態となることを恐

れ、虐待被害を受け続けなければならない事態が生じている。第 9 回報告（答 20）は女性に対する暴力が刑罰処罰の対象であり適切な処分がなされているとするが、超過滞在女性に対しては行われていない

政府への提言：

- 在留資格にかかわらず女性への暴力を根絶するため、予防啓発措置並びに法整備が必要である。
- 選択的夫婦別姓を導入すべきである。
- 技能実習生の妊娠、出産を理由として強制的に実習終了をする監理団体、実習実施者の行政処分に実効性を持たせるべきである。

6. 在日コリアン女性

第 2 条：締約国の主要義務

第 3 条：適当な措置

第 5 条：性別による役割

在日コリアン女性は、日本において現在も民族差別と性差別の複合差別にさらされている。学生限定の調査だが、朝鮮奨学会の「韓国人・朝鮮人生徒学生の嫌がらせ体験に関する意識調査」（2019-20 年）によると「言葉による嫌がらせ」があると答えたのは女性 17.2%、男性 12.7%。また学校での「嫌な思い（差別的処遇）」も女性 16.4%、男性では 9.4%である。在日コリアン女性の全体を見るなら、国籍、在留資格、在日の期間、年齢、学歴、経済状況、家族の歴史、現在の家族の状況、性自認、性的指向等の属性が実に多様な人々である。

公的調査の必要性

第 9 回報告（問 4 答 9）には、外国人かつ女性というような複合的困難にある人々の「実態の把握に努め」とあるが、実際には調査は皆無だ。これは、在日コリアン女性が抱える困難が未だ可視化されず、改善のスタートラインにさえ立てていないことを意味する。

以下は「アプロ・未来を創造する在日コリアン女性ネットワーク」の「第 3 回在日コリアン女性実態調査」（2020～21 年、以下「調査」）に依拠して記述する。「調査」は在日コリアン女性自身の努力による貴重なものだが、在日コリアン女性の多くは通名（日本名）を使用し互いの所在を知る方法が限られており、調査票の配布は知人、友人、在日コリアン関連団体等を介してなされた。そのため在日コリアン女性全体のさまざまな属性の分布を反映できていない。

調査結果

「調査」の紙媒体アンケートの結果によると民族差別への恐怖心を持つ人が多い。子どもへのヘイトスピーチを心配した回答者は72.9%、在日コリアンであることや、民族名を名乗ることで、就職差別や結婚差別を受けることを心配する回答者はおよそ60%に上った。また、介護ヘルパー職を「朝鮮人は怖い」との理由で断られたという報告もあった（国際人権規約A2-2,6-1 違反）。ケア労働は女性向きとの偏見ゆえに介護職は女性が就きやすい職であるのに、それさえ朝鮮人であることを理由に拒絶されたというこの事例は性差別と民族差別の複合差別の深刻さを表す。他に、就職差別の根絶、歴史教育の強化、ヘイトスピーチの禁止、参政権付与、在日無年金問題の解決、朝鮮学校への公的援助を求める声があった。

朝鮮半島の文化には家父長制的な考えが強く結びついているために、伝統的な性役割を担う在日コリアン女性は日本人女性より多く、ここにも性差別と民族差別の複合差別が表れている。63.0%が「女が家事労働を担うのは当然だと考えられている」に同意し、夫・パートナーによる子育てや家事負担を4割以下と答えた人は76.3%。COVID-19感染拡大によって家事・子育て・介護のケア労働が増えたため、51%が余暇の時間を、21.8%が生活に必要な時間（睡眠や入浴）を削ったと答える中、夫・パートナーがケア労働の時間を増やしたと答えたのは12.4%であった。他方で、内閣府男女共同参画局の調査において、コロナ禍で家事や育児の時間が増えたと回答した男性は約25%に上った^{xxx}。ここからも、家父長制的価値観が在日コリアンの中に根差していることが伺える。在日コリアン女性は、民族的なアイデンティティを大切にしようとするときに性差別に直面しているのである。自由記述では在日コリアン男性によるDVを受けた、韓国民主化運動を目指す団体で男性幹部から性暴力を受けたなどの事例、祭祀（チェサ、儒教による先祖崇拜の儀式）において女性だけが料理等の負担を負わされていることの問題性が訴えられた。これらは被差別集団である在日コリアン社会内部で起こるために、在日コリアンへのさらなるバッシングを恐れて告発しにくいという複雑な悩みや葛藤を伴う。またコロナ禍のために祭祀の回数が減った、または行わなかった人のうち、98.3%が家族や親せきが集まる機会、故人・祖先を思う機会、あるいは民族文化に触れる機会が減って残念だと答えた一方、準備や経済的負担が減ってよかったと答えた人は90.0%に上った（複数回答）。ここには、民族文化を守るために女性が性差別を我慢してしまうこともあるという葛藤が表れている。

現状ではヘイトスピーチ解消法も男女共同参画社会基本法も理念法であり罰則規定が無いため、人々の意識を変える力が弱く、人権教育・啓発も弱いものとなっている。以上のような在日コリアン女性が直面する複合差別の困難さを打破するためには、法による規制が不可欠である。

政府への提言：

- 公的機関による無作為抽出での在日コリアン女性実態調査を実施するべきである。
- 民族（人種）差別や性差別を禁じる法律を制定するべきである。

7. 結婚において強制的同姓を強いられる女性ならびに婚外子差別

第2条：締約国の主要義務

第16条：婚姻及び家族関係

選択的夫婦別姓制度の導入

男女共同基本計画は5年ごとに見直しが行われ、選択的夫婦別姓の導入に関する民法改正については、司法の判断を考慮しつつ検討を続けると記されてきた。直近の第5次基本計画では、選択的夫婦別姓制度の検討において、男女共同参画の視点に立った旧姓の通称使用の拡大、国会における議論動向を考慮するとして、後退を見せている。時代の変化、社会の要請を無視したものと言わざるを得ない。女性の社会進出が進み、姓の変更は個人の識別の困難を生じさせている。仕事や研究等で築いてきた信用や成果を失うことにもなる。通称使用によっても二つの姓が同一人物であることの証明の手続きは煩雑である上、不必要な個人情報の開示も要求される。通称使用によって精神的苦痛が引き起されることもある^{xx}。政府の進める通称使用の拡大は両性の本質的平等とは程遠いものと言わざるを得ない。

最高裁判決は、夫婦の協議の自由な選択による改姓は合憲であり、一方の姓を強制するものではないため、形式的には男女平等に反しないというが、実際には夫婦の95%以上が夫の姓を選択している^{xxi}。家父長制的家族観や、固定的な性別役割分担意識等が支配し、事実上女性が改姓させられる結果となっている。民法750条は、夫婦同姓でなければ法律上の結婚を認めず、「婚姻の自由」を奪うものでもある。「氏名の変更を強制されない自由」は人権問題である。選択的夫婦別姓訴訟第一次第二次の最高裁判決は、民法750条を合憲とした。しかしこれは同制度の導入を否定したのではなく、夫婦の姓の在り方は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」として、国会での議論を促している。1996年の法制審議会答申以来一度も立法措置をとることなく具体的な検討さえ行われてこなかった事実は両性の平等意識の欠如を示している。第9回報告(問1答3)では、夫婦同姓義務に関して女性差別撤廃委員会から勧告を受けたと記されているが、実際、同義務はCEDAW第2条(a)に違反している。第三次訴訟が始まったが、制度の新設は立法に関わることであり、司法審査には適さないというのが政府の見解である。そうであるならば、速やかに立法府が動くべきである。

婚外子差別

日本政府が批准した児童の権利に関する条約には、児童が出生によっていかなる差別も受けない旨の規定が設けられている。1995年より、非嫡出子の住民票における世帯主との続柄も一律「子」と記載されるようになった。2004年、戸籍法施行規則の一部改正が行われ、続柄の記載が「男、女」から嫡出子と同じ「長男、二男」「長女、二女」に変更された。すでに届けられた男、女を更正することができ、更正した履歴が残らないよう戸籍の再製の申

し出もできるようになった。2013 年、最高裁は婚外子の相続財産を嫡出子の二分の一とする規定を不平等とし、民法が改正された。個人の尊厳と法の下での平等を定める憲法に照らして検討されてきた経緯が認められ、これらの改変は差別的意識の排除に努めたものと言える。戸籍の出生届に未だ「嫡出子」「嫡出でない子」の差別的記載欄が残っており（戸籍法 49 条）第 9 回報告（問 25 答 67）は、CEDAW 第 2 条（a）違反を示している。法律上の語句であると法務省は言うが、子にとって自ら選択できないことで権利の侵害や個人の尊重が損なわれることがあってはならない。

政府への提言：

- 立法を視野に入れた、選択的夫婦別姓制度導入のために必要なあらゆる措置を速やかに構ずるべきである。
- 戸籍の出生届における「嫡出子」「嫡出でない子」という記載欄を削除するべきである。

ⁱ 在日コリアンは、日本の朝鮮植民地支配によって渡日し、日本敗戦後も日本に生活基盤を築いて暮らしている人々とその子孫たちの総称である。1965 年以降、就労や勉学、結婚等のために渡日した人々を含める場合もある。

ⁱⁱ 認定 NPO 法人ブリッジフォースマイル「全国児童養護施設 退所者トラッキング調査 2021」（2021 年 10 月）

ⁱⁱⁱ こども家庭庁 令和 4 年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数（速報値）

^{iv} 同上

^v <https://www.mofa.go.jp/files/100507035.pdf>

^{vi} 女性差別撤廃条約一般勧告第 35 号 一般勧告第 19 号改訂版 女性に対するジェンダーに基づく暴力（2017）、4 頁

^{vii} <https://digital.asahi.com/articles/ASS7325RZS73UTFK006M.html> （2024.9.6 閲覧）

^{viii} <https://ryukyushimpo.jp/news/entry-3255998.html> （2024.9.6 閲覧）

^{ix} https://www.jcp.or.jp/akahata/aik23/2023-04-28/2023042802_05_0.html （2024.9.6 閲覧）、
<https://mainichi.jp/articles/20240810/k00/00m/040/187000c> （2024.9.6 閲覧）

^x <https://www.tokyo-np.co.jp/article/339571> （2024.9.6 閲覧）

^{xi} 新ヶ江章友他「日本における性的マイノリティの出生・子育てに関する実態把握に関する調査報告」『人権問題研究』第 19 号

^{xii} 出入国在留管理庁「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表 2023 年 12 月末

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20230&month=24101212&tclass1=000001060399> （2024.7.18.閲覧）

^{xiii} 出入国在留管理庁「令和4年における入管法違反事件について」

https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/09_00025.html (2024.7.18.閲覧)

^{xiv} 2023年出入国管理局発表の在留外国人女性数1,697,001人(注xi参照)に、出入国在留管理庁「令和4年における入管法違反事件について」

(https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/09_00025.html 2024.7.18.閲覧)をプラスし、総務省統計局発表の、日本の人口(<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2023np/index.html#a05k01-a> 2024.7.18. 閲覧)から算出。

^{xv} 遺体遺棄罪

^{xvi} 法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構三者連盟の通知書

^{xvii} 2017年から2022年までの5年間で、妊娠出産を理由に技能実習中断届が出された数は1,434人、うち技能実習継続を求めたのは134人、実際に実習再開まで辿り着けたのは23人である。

^{xviii} 2022年内閣府男女共同参画局発表「婚姻時に夫婦が選択した姓」

^{xix} 『コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書』p.28

^{xx} https://www.nichibenren.or.jp/document/assembly_resolution/year/2024/2024_1.html (2024.9.8 閲覧)

^{xxi} 2022年内閣府男女共同参画局発表「婚姻時に夫婦が選択した姓」

